

【件名】

ブカレスト市の交通・環境規制の導入について（第二報）

【ポイント】

昨年12月24日付けでお知らせしました本件規制（車両の年式に応じたブカレスト市内への進入の規制及びその段階的強化、いわゆる「酸素税」の導入等）に関する続報です。

この続報の要点は、以下のとおりです。

1. 本件規制は、予定どおり、本年年初（2020年1月1日）から効力を発しています。
2. 他方、関係の罰金の徴収の実際の開始は3月1日に延期する旨のブカレスト市長の発言は、例えば昨年12月23日付け配信の電子画像で、事実としては確認可能と見られますので、御参考に付言します（但し、その法的な効果は引き続き必ずしも明確ではありませんので、御留意願います。）。
3. 他に、制度の運用に係る具体的手順等で御参考になり得ると考えられる点を、追加的にお伝えします。

【本文】

1. ブカレスト市議会が昨年10月に、交通規制及び環境対策として、本年1月1日をもって市の一定の地域での一定の車両に対する通行規制及び「酸素税」を導入する旨を、決定しました（以下の（1）～（4）も含めて、先にお伝えのとおりです。制度の内容には、その後変更はありません。）。

（1）これに基づき、本年1月1日から、新たに設定された「大気対策エリア」内において、2000年以前に生産された一部の車両の通行が禁止されるとともに、2005年以前に生産された車両に「酸素税」が課されます。

（2）また、この規制は段階的に強化され、当面の最終的には、2024年1月には、2005年以前に生産された車両のブカレスト市全域への乗入れが禁止されます。

（3）なお、この措置については、ブカレスト市長が1月及び2月は周知のための期間として実際の適用は3月1日から行うと述べている画像が確認できます（昨年12月23日付けの同市長 Facebook）。但し、この発言の法律的な効果は必ずしも明確ではありませんので、引き続き御留意をお願いします。

（4）制度の具体的内容につきましては、先般来当館HPの以下のリンク先に掲載してありますので、御参照ください。

（リンク先の記載）

<https://www.ro.emb-japan.go.jp/files/000553018.pdf>

2. 本件措置の下での規制、酸素税ステッカーの購入に係る具体的運用等
(なお、ルーマニア語では「ステッカー」という文言が使われていますが、以下に示しますように、実際には「登録」といった手続きのみとなっています。以下に表記の「ステッカー」、「購入」についても、同じです。)

1 2月23日付けブカレスト市長のFacebookの動画で、本件措置の具体的な運用ぶりが紹介されています。全てルーマニア語表示のみの模様であることもあって、皆様の便宜のため、以下で要点をお伝えします(但し、以下の紹介は当館限りのとりあえずの作業によるもので、厳密な正確さが確保されているとは限りませんので、御理解をお願いします。特に、有権的な確認等が御必要な場合には、当局(ブカレスト市)自身が周知せしめている内容等を御参照下さい。)

- ア 交差点に設置のカメラで、そこを通行する車両が撮影され、ナンバープレートの番号が識別される。
- イ 交通局のデータベースで、撮影された各車両の年式や仕様が検索される。
- ウ 当該車両の排気及び酸素税支払いの有無が確認される。
- エ 酸素税の納入が義務づけられているにもかかわらず支払いを行っていないことが確認される車両については、その所有者に対して罰金請求書が自宅等宛てで郵送される。

(2) 酸素税納入済みステッカー(登録)

1月1日から、酸素税の納入を証明するステッカーの購入(登録)が可能となっています。購入(登録)方法は以下の通りです(なお、この手順も全てルーマニア語表示のみとなっている模様ですので、御留意をお勧めします。)

- ア 購入(登録)のしかたを案内するサイトに至るまで
ブカレスト市交通局のHP (<http://aspmo.ro/>) に入る。
次に、「Vinieta Oxigen (酸素税のステッカー)」をクリックする。
次に、「DE UNDE CUMPAR (購入(登録)方法)」をクリックする。
以下のサイトにつながる。

<http://aspmo.ro/cumpara.html>

イ 購入(支払い及び登録)手順

購入(登録)方法は、三通りが案内されていますが、現在のところ、そのうちオンライン(インターネット。以下(ア))のみが有効となっています。

(ア) オンライン(インターネット):

上記アで到達したサイトで、そこに表示される、「roviniete.ro」、
「taxaoxigen.ro」、 「vinietaoxigen.ro」のいずれかを選択すると、それぞれ

に接続されます。

使用例について、以下の〈オンラインでの使用例〉を参照下さい。

(イ) テキストメッセージ (SMS) :

上記アのサイトにある連絡先の電話番号を通じて行います。但し、現時点では使用できません。

(ウ) ガソリンスタンド、郵便局、ブカレスト市交通局窓口がある店舗 :

これらの地点での購入 (登録) できるようにすることが想定されているものと見られます。但し、現時点では、これらのいずれも購入 (登録) 可能となっておりません。

〈オンライン (上記 (ア)) による購入 (登録) の手順〉

表示された三つのサイトの中で、例えば、「roviniete.ro」(ルーマニア政府から酸素税ステッカーの販売 (登録) を委託されている民間会社のウェブサイト) <https://www.roviniete.ro/ro/oxigen> を使用した場合を、以下に例示します。

(a) まず登録の対象となる車両のナンバーを入力して、「Cauta (検索)」をクリックします。

(b) 当該車両の排気の種類が自動的に確認されることになっています。

但し、現在は自動的にはなっていないので、手動で、non Euro, Euro1, Euro2, Euro3 のうちから、該当の種類を選択します。

(c) ステッカーの使用の開始時期及び期間 (1 日、30 日、6 か月、1 年間) を指定してから、表示される支払いに進みます。

(d) 支払われると、購入 (登録) が終了します (電子的な登録であり、「登録証」といったものが存在するものではないようです)。

3. なお、車両を使用される方におかれては、本件以外にも最新の交通規制等を確認しつつ、安全等に十分注意されますよう、改めましてお願いします。

【問い合わせ先】

在ルーマニア日本国大使館領事部

電話 : +40-21-319-1890

メール : consular@bu.mofa.go.jp

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

(了)